

海軍三十八

明治卅三年六月三日

内閣書記官

内閣總理大臣



内閣書記官長

官職

- 一 海軍兵站廠條例中改正ノ件
- 一 要港部條例中改正ノ件
- 一 鎮守府條例中改正ノ件
- 一 豫備艦部條例中改正ノ件

海軍

(山口印行)

一 海軍兵器廠條例改正ノ件

一 要港部條例改正ノ件

一 鎮守府條例改正ノ件

一 豫備艦部條例改正ノ件

右別紙ノ通奉大凡ヨリ上奏裁可ヲ待セ、

付物令トシテ發布セヨト改

明治三十四年六月二十四日

海軍大臣 山本權兵衛



内閣總理大臣 伊藤博文

右ノ如ク本大臣ヨリ閣議ニ提出シ、海軍

海軍
政本部條例中改正、勅令下回ヨリ以テ
布於本誌

明治三十三年六月
海軍兵器廠條例中改正ノ件



海軍大臣山本權兵衛

左ノ通奉仰
先裁候

朕海軍兵器廠條例中改正、件ヲ裁
可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十三年 六月二十九日

海軍大臣

勅令第^{二〇八}號
海軍兵器廠條例中左ノ通改正ス
第六條中「首席將校」ヲ「將校若ハ造兵
官中ノ首席者」ニ改ム

理由
實施上廠長ノ職務ヲ代理スルモノハ
將校及造兵官ノ中ヲ以テスヘキヲ相
當ナリト認ムルニ依ル

明治三十三年六月
要港部條例中改正ノ件



海軍大臣山本權兵衛

先裁候
左ノ通奉仰

(山口印行)

朕要港部條例中改正ノ件ヲ裁可シ
茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十三年 六月二十九日

海軍大臣

勅令第二百八十七號

要港部條例中左、通改正ス

第十條中「軍機・保護、爲」ヲ「要塞

地帶法及軍港要港規則、施行ニ關

シテハニ改ム

第二十六條、但書ヲ削除ス

(山口印行)

海軍

海軍

理由

要港部司令官カ憲兵ヲ指揮スルコトニ
 就テ軍機ノ意義ヲ條例文中ニ明示スヘ
 キ必要アルト及水雷團長ノ職權ヲ行使
 スルモノヲ特ニ法文上ニ示ス必要ナレト認
 ムルニ依ル

(山口神行)

明治三十三年六月
鎮守府條例中改正ノ件



海軍大臣山本權兵衛

左ノ通奉仰
先裁候

(山口印行)

海軍

朕鎮守府條例中改正ノ件ヲ裁可シ茲
之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十三年 六月二十九日

海軍大臣

海軍

(山口印行)

勅令第^{二百八十四}號

鎮守府條例中左、通改正ス

第十三條中「軍機、保護、為^ニ」ヲ「要

塞地帶法及軍港要港規則、施行ニ關

シテハ^ニ改ム

第二十八條中經理部部長、次、「部員、

二字ヲ削ル

理由

鎮守府司令長官カ憲兵ヲ指揮スルコ
トニ就テ軍機ノ意義ヲ條例文中ニ明
示スヘキ必要アルト又經濟部各課科
長ニ其ノ所掌ヲ分テ別ニ部員ヲ要セザ
ルトニ依ル

海軍

海軍

(山口印行)

明治三十三年六月
豫備艦部條例中改正ノ件



海軍大臣山本權兵衛

先裁候
左ノ通奉仰

(山口印行)

朕豫備艦部條例中改正ノ件ヲ裁可シ
茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十三年 六月二十九日

海軍大臣

勅令第三百八十五號

豫備艦部條例中左ノ通改正ス

第九條、次ニ左、一條ヲ追加ス

第九條、二機關長ハ部長、命ヲ承ケ

機關船體及兵器ニ關スル事及機關

官以下、勤務ニ關スル事ヲ掌ル

(山口印行)

理由
豫備部、機關長、所掌ヲ明示スヘキ
必要ナルニ依ル

今般勒令トシテ發布セラルルニ要港部
除例中改正ノ件中第十條中軍械
保護ノ為ニ云々トアルハ軍械保護ノ為
又鎮守府除例中改正ノ件中第十三條
中軍械ノ保護ノ為ニ云々トアルハ軍械
保護ノ為ニ云々トアル事其條中即
訂正相成爲可及即依此也
明治三十四年六月二十日

海軍總務長官高橋大將



内閣書記官長安部謙吉

通字本件ハ既ニ内閣通ニ相成爲可及

